

分科会の設置について

1 背景・目的

規制改革実施計画（本年6月15日閣議決定）を踏まえ、本検討会の下に「新たなC A S機能に関する検討分科会」を新たに設置する。

2 主な検討項目

- （1）故障時などにおける消費者負担の低減
- （2）コンテンツ保護機能と視聴者制御機能の分離
- （3）新たなC A S機能の今後の在り方
- （4）その他関連事項

3 スケジュール

12月に立ち上げ、以降1～2ヶ月に1回程度のペースで開催し、検討状況を踏まえつつ適宜取りまとめを行う。

4 当面の進め方

- （1）分科会の構成員・オブザーバは当該分科会の分科会長が指名する。
- （2）会議は原則として公開で行う。ただし公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要と認める場合については、非公開とする。
- （3）分科会の検討状況は、適宜、親会に報告するものとする。

○規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）

Ⅱ 分野別実施事項

6. 投資等分野

(6)放送を巡る規制改革（電波の有効活用その他）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
28	新たなCAS機能の今後の在り方の検討	<p>通信と放送の更なる融合が進む中で、4K・8K時代を迎えるに当たって、地上波、衛星放送、インターネットなど多様な伝送方式について、消費者が自由に選択でき、また費用負担の在り方などについての納得が得られるよう、以下の措置を講ずる。</p> <p>b 新CAS機能搭載の機器に関しては、故障時などにおいて消費者の負担を低減させる必要があるとの指摘や、スクランブル解除機能と契約者識別機能が一体化されているが、これを分離すべきとの指摘を踏まえて、一方で既に現在の仕様に基づいて本年12月の放送開始に向けて商品開発、設備投資が進んでいることも考慮しつつ、<u>新たなCAS機能の今後の在り方について、消費者を含め幅広く関係者を集めた検討の場を総務省において早期に設置し、検討を促す。</u></p>	b:平成30年内速やかに実施	総務省